

市たばこ税

概要

市たばこ税は、製造たばこの製造者などが市内の小売事業者に売り渡したたばこに対してかかる税です。

1 納税義務者

製造たばこの製造者、特定販売業者（外国産たばこの輸入を扱う者）、卸売販売業者
税率の引上げ時に生じる手持品課税においては、たばこの小売販売業者及び卸売販売業者

2 税率

課税標準（令和7年4月1日）

1,000本につき6,552円（令和3年10月1日から）

※ 小売価格580円1箱20本入りのたばこの場合、うち131.04円が市税

※ 紙巻たばこ三級品（エコー、わかば等）も、令和元年10月1日から同額

3 申告と納税

製造たばこの製造者等が、毎月の初日から末日までの間に売り渡したたばこに係る税額を、翌月末日までに申告及び納付することとなっています。

手持品課税の申告及び納付期限は、別途定めることとされています。

（参考）

市たばこ税については、地方税ポータルシステム（eLTAX）を利用して、インターネットによる電子申告が可能です。詳しくは、電子申告・納税のページ（64ページ）をご覧ください。